

行政コスト計算書・バランスシートの概要

問合せ…総合政策課財政係

【☎35-1238内3411】

行政コスト計算書



◆行政コスト計算書ってどんなもの？

町の仕事には、高齢者や障害者などに対する助成や支援費などの人的サービスや給付サービスのような資産形成につながらないサービスが大きな比重を占めています。

バランスシートが資産や負債の状況を表すのに対し、行政コスト計算書は、このような資産形成につながらない行政サービスに要した費用が計上されています。

そこで、「行政コスト計算書」は、この行政サービスについて、1年間(今回は平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)のサービス提供の状況を目的別・性質別にコスト(経費)面から把握し、これらに要した財源の状況を明らかにするためのもので、企業会計の「損益計算書」にあたります。地方公共団体の場合に「損益計算書」と呼ばない理由は、民間企業と異なり、利益を目的としていないため、利益の計算を主目的とする損益計算書という名称はなじまないと考えられるからです。

行政コスト計算書

目的別	性質別	人にかかる コスト	物にかかる コスト	移転支出的な コスト	その他の コスト	合 計	構成比 (%)
説 明		人件費、退職給与引当金など	電気料、修理など維持補修、減価償却	福祉関係の手当てや、団体への補助金など	借入れの利子、時効により納入されなかった税金など		
1	議 会 費	7,897万円	334万円	228万円	-	8,459万円	1.2
2	総 務 費	5億5,861万円	4億7,213万円	9,549万円	-	11億2,623万円	16.1
3	民 生 費	2億6,978万円	1億9,841万円	20億4,203万円	-	25億1,022万円	35.8
4	衛 生 費	6,726万円	1億3,485万円	6億 53万円	-	8億 264万円	11.5
5	農 林 水 産 業 費	7,524万円	1億 203万円	1億3,929万円	-	3億1,656万円	4.5
6	商 工 費	621万円	84万円	1,430万円	-	2,135万円	0.3
7	土 木 費	1億1,080万円	3億8,101万円	8,433万円	-	5億7,614万円	8.2
8	消 防 費	605万円	3,711万円	4億2,702万円	-	4億7,018万円	6.7
9	教 育 費	2億3,465万円	4億 182万円	3億3,363万円	-	9億7,010万円	13.9
10	公 債 費	-	-	-	1億 466万円	1億 466万円	1.5
11	不 納 欠 損 額	-	-	-	2,236万円	2,236万円	0.3
合 計		14億 757万円	17億3,154万円	37億3,890万円	1億2,702万円	70億 503万円	
構成比(%)		20.1	24.7	53.4	1.8	100	

※平成20年度の行政サービスに要した費用のうち、資産形成につながる支出(バランスシートに計上された支出)を除いた現金支出に、減価償却費、不能欠損額、退職給与引当金等の非現金支出を加えた額を計上しています。

※行政コスト計算書は、総務省の「地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究報告書」に基づいて作成されています。

◆行政コスト計算書から分かること

上里町の平成20年度の行政コストは70億503万円でした。これを性質別にみると、移転支出的なコストが全体の53.4%を占めており、次いで物にかかるコストが24.7%、人にかかるコストが20.1%、その他のコストが1.8%となっています。次に、目的別で見ると民生費が全体の35.8%、総務費が16.1%、教育費が13.9%、衛生費が11.5%、土木費が8.2%と続いています。

この「行政コスト計算書」に、歳入項目を充当させて行政サービスのコストの仕組みを把握することにより、行政活動の効率性を検討するための資料として活用することができます。どの経費を削減したら良いのかを浮き彫りにすることができます。ただし、コスト削減をしても行政サービスが低下したのでは意味がありません。住民にとって本当に必要なものは何なのか、当該表と合わせて大局的に分析・評価することが求められます。

【用語の説明】

○「性質別」とは、支出する経費が人件費・扶助費、公債費などのように経済的性質を基準とした分類です。

○「目的別」とは、教育費や民生費、土木費といった、行政分野別の分類で、予算書や決算書に使われる分け方です。

バランスシート

◆バランスシートってどんなもの？

町の一般会計、特別会計の予算・決算は、1年間のお金の出入り（フロー）のみを表したものになっているため、今ある公共施設などの資産価値やこれから返済しなければならない借金などの負債がどのくらいあるのか（ストック）を読み取ることができません。そこで、それらの状況が一覧で対比できるよう、民間企業などで用いられている「複式簿記」で整理された「バランスシート」を作成しています。

今回の「バランスシート」は、平成20年度までに整備した建物や土地、基金など、どのくらいの資産が町に蓄積されているのか、また負債（将来の世代が負担するもの）がどのくらいあるのかを表しています。

バランスシートの構成は左側が資産、右側が負債と正味資産となっており、「資産」＝「負債」＋「正味資産」という関係にあります。

正味資産とは、学校や道路などを建設するために使ったお金のうち、国、県の補助金や町税などが財源となった、今後返済の必要の無い資産のことを示しています。また営利を目的としない町のバランスシートでは「資本」という考え方がありません。そのため民間企業でいう「資本」は「正味資産」と表現し、今までの世代が負担した金額としてとらえています。

バランスシート

資 産 の 部	金 額	対前年度 増 減 額	負 債 の 部	金 額	対前年度 増 減 額
①有形固定資産	204億1,135万円 (87.3%)	▲5億2,221万円	①固定負債	70億9,887万円	▲2億5,970万円
1 総 務 費	60億 900万円 (29.5%)		1 地 方 債	57億2,793万円	▲2億1,783万円
2 民 生 費	5億7,672万円 (2.8%)		2 退職給与引当金	13億7,094万円	▲4,187万円
3 衛 生 費	3,247万円 (0.2%)		②流動負債	5億7,299万円	1,664万円
4 農林水産費	7億9,972万円 (3.9%)		1 翌年度償還予定額	5億7,299万円	
5 商 工 費	726万円 (0.0%)		合 計	76億7,186万円 (32.8%)	▲2億4,306万円
6 土 木 費	80億6,598万円 (39.5%)				
7 消 防 費	2億 584万円 (1.0%)		正味資産の部	金 額	対前年度 増 減 額
8 教 育 費	47億 845万円 (23.1%)		①国からの補助金	15億2,008万円	▲5,688万円
9 そ の 他	591万円 (0.0%)		②県からの補助金	11億8,510万円	▲1億1,288万円
(うち土地)	69億4,093万円 (34.0%)		③一般財源等	129億9,870万円	▲1億4,049万円
②投資など	13億6,092万円 (5.8%)	1,414万円	合 計	157億 388万円 (67.2%)	▲3億1,025万円
③流動資産	16億 347万円 (6.9%)	▲4,524万円			
1 現金・預金	10億5,493万円	▲5,877万円	負債・正味資産合計	233億7,574万円	▲5億5,331万円
2 未 収 金	5億4,854万円	1,353万円			
合 計	233億7,574万円	▲5億5,331万円			

※バランスシートは総務省の「地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究報告書」に基づいて作成されています。

町民一人当たり換算した場合

(平成21年3月31日総人口32,011人から算出)

資 産	負 債	正味資産
730,000円	240,000円	490,000円

◆バランスシートから分かること

町の資産合計は233億7,547万円で、うち約32.8%が負債（将来の世代が負担するもの）によるものです。

【資産の部】

有形固定資産が全体の約87.3%を占めています。内訳として、4年目になる古新田四ツ谷線整備事業、町道改良舗装事業、第一分団消防自動車購入費などにより資産が3億431万円増加する一方で、過去に取得した財産が減価償却されたことにより、8億2,652万円の減額となりました。また、流動資産は現金・預金が昨年度秋口からの景気の悪化等が影響して税の未収金が増額となり、基金や歳計現金が減少しましたが、前年度比4,524万円の減にとどまっています。しかし、税の未収金は回収不能になる場合もあるので注意が必要です。

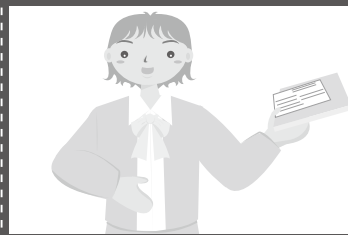
【負債の部】

ここ数年間、地方債が普通建設事業費を圧縮しているので借入額が減少し、一方で償還額が増加しているため残高は減額となりました。しかし、流動比率（流動資産／流動負債）は流動資産が減少した影響で低くなっていて、支払能力が低下しました。退職給与引当金も退職による職員の減等により減となっています。

【正味資産の部】

資産を形成するために使ったお金のうち、皆さんが納めた町税をはじめ国や県からの補助金等を財源としたもので今後返済しなくてもよい支払い済みのものです。健全な財政運営の視点からは正味資産が多く、負債が少ないことが望ましいとされています。平成20年度の正味資産の比率は、67.2%で、前年度より0.3%増加しています。財政状態の健全度の指標として高い方が良いので、わずかではありますが改善したといえます。

税 務 通 信



給与所得者の 確定申告

平成21年分の所得税の確定申告の相談及び申告書の受付は、『2月16日(火)～3月15日(月)』です。
問合せ…本庄税務署

【☎22—2111】

給与所得のある方で確定申告が必要な方

所得税額から配当控除額と年末調整の際に控除を受けた(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を差し引いて残額がある場合で、次のいずれかに該当する方は所得税の確定申告が必要です。

- 給与収入金額が2000万円を超える方
- 1か所からの給与収入のほか各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)の合計額が20万円を超える方等

※所得税額は、「課税される所得金額(各種所得の合計額から所得控除を差し引いた額)」に税率を乗じて算出されます。

給与所得のある方で確定申告をすれば所得税が還付される方

次のいずれかに当てはまる方などで、源泉徴収された税金が納め過ぎになっている方は、確定申告により税金が還付されます。
○医療費控除の適用を受ける場合
○(特定増改築)住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合等

※還付を受けられる方は、2月15日(月)以前でも確定申告書を提出することができます。
※振替納税を利用する場合の振替納付日は、4月22日(木)です。

医療費控除

自己又は自己と生計を一にする配偶者やその他の親族のために医療費を支払った場合には、一定の金額の所得控除を受けることができます。対象となる医療費は、その年の1月1日から12月31日までの間に支払った医療費です。

確定申告の際に、医療費の支出を証明する書類(領収書など)を確定申告書に添付提示してください。

また、給与所得のある方は、このほかに給与所得の源泉徴収票(原本)も添付してください。

給与所得者の住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)

マイホームの新築や購入等をして、平成21年中に居住した場合には、住宅借入金等特別控除を受けることができます。

確定申告で用意するもの

- ①平成21年分「給与所得の源泉徴収票」の原本(源泉徴収税額があることをご確認ください)

- ②住民票(コピー不可・平成22年1月1日以降に交付を受けたもの)

- ③家屋・敷地の登記事項証明書(コピー不可・登記済権利証、登記識別情報通知書ではありません)

- ※敷地をローンにより購入されていない方は、家屋のみの登記事項証明書を
ご用意ください。

- ④家屋・敷地の取得価格、増改築等の費用が明らかになるもの(請負契約書、売買契約書のコピー)

- ※敷地をローンにより購入されていない方は、家屋のみの契約書等のコピー
をご用意ください。

【増改築・特定増改築の場合】

- 建築確認済証の写し、検査済証の写し、又は建築士から交付を受けた増改築等工事証明書のいずれかが必要となります。

- 【中古住宅のうち、築20年(耐火建築物については25年)を超える場合】

- 耐震基準適合証明書又は住宅性能評価書の写しが必要となります。また、債務の継承に係る契約に基づく債務がある場合はそ

- の契約書等のコピーも必要です。

- ⑤住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書(借入先すべての証明書をご持参ください)

- ※返済明細書や返済予定表はこれに該当しませんのでご注意ください。

- ⑥印鑑

- ⑦預貯金口座番号が分かるもの(申告により所得税が還付されますので、申告者本人名義のものをご持参ください)

- ※特定増改築等住宅借入金等特別控除を受ける場合は、別途必要な書類がありますので国税庁ホームページ等でご確認ください。

詳細について

- ①国税庁ホームページ
【<http://www.nta.go.jp/>】
をご覧ください。
- ②電話相談センター【☎22—2111】へお問い合わせください。





所得税の確定申告は e-Tax(イータックス)を ご利用ください!

e-Taxとは、あらかじめ開始届出書を提出し、利用者識別番号を取得しておけば、インターネットで国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続きができるシステムです。

e-Taxなら

こんなにいいこと

国税庁ホームページから
電子申告

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告書等のデータは、e-Taxを利用し自宅から税務署に送信できます。

最高5000円の税額控除

平成21年分の所得税の確定申告を本人の電子署名及び電子証明書を付けて、申告期限内にe-Taxで行うと、所得税額から最高5000円の控除ができます。ただし、平成19年分又は20年分の確定申告で、この控除を受けた方は受けられません。

添付書類の提出省略

医療費の領収書や源泉徴収票等は、その記載内容を入力して送信することにより、これらの書類の提出又は提示を省略することができます。ただし、確定申告期限から3年間、書類の提出又は提示を求められることがあります。

還付金がスピーディー

還付申告は早期処理(3週間程度に短縮)をしています。

24時間いつでも利用可能

所得税の確定申告期間中は、24時間e-Taxの利用が可能です。

※e-Taxのご利用に際しては、電子証明書の取

下水道指定工事店の登録申請

町では、平成22年4月の公共下水道供用開始に伴い宅地内の污水排水設備工事及び公共ますへの接続工事を施工できる業者(法人も含む)を指定店としての登録を受け付けます。なお、この指定店の登録をしていないと公共下水道供用開始区域での宅地内の污水排水設備工事ができません。

◆指定店登録申請受付期間 3月1日(月)～31日(水)

◆指定店登録申請書類

- ①下水道指定工事店指定申請書(様式第1号)
- ②個人の場合
 - ・住民票の写し・履歴書(様式第2号)・誓約書(様式第5号)
 - ・登録原票記載証明書(外国籍の方で居住登録している市町村で取得するもの)
 - ・成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人又は破産者に該当しないことを証する書類(本籍地の市町村で取得する身分証明書)
- ③法人の場合
 - ・商業登記簿謄本・定款の写し・誓約書(様式第5号)
 - ・代表者に関する②に定める書類
 - ・本社からの委任状(申請が支店又は出張所の場合のみ)
- ④営業所又は店舗の平面図及び付近見取図(様式第3号)並びに写真
- ⑤専属責任技術者名簿(新規・解除)(様式第4号)及び雇用関係を証する書類
- ⑥専属する責任技術者の下水道排水設備工事責任技術者証の写し
- ⑦工事経歴書(様式第6号)
- ⑧工事の施工に必要な設備及び器材を有していることを証する書類

◆指定店の有効期間 4年(有効期限を短縮する場合があります)

◆その他

- ①指定下水道工事店証交付手数料 2,000円
- ②排水設備工事責任技術者証交付手数料 1,000円

◆問合せ 下水道課下水道係【☎35-1228(直通)】

得(手数料が必要)、ICカードリーダーの購入などの事前準備が必要です。

※電子証明書を既に取得されている方は、電子証明書の有効期限切れにご注意ください。

※e-Taxに関する詳しい情報は、e-Taxホームページ【<http://www.eta.nta.go.jp/>】をご覧ください。

納税窓口

夜間開庁・休日開庁のお知らせ

◆2月の開庁日

[夜間(午後8時まで)]

2月25日(木)

[休日(午前8時30分～正午)]

2月14日(日)

※夜間は庁舎西入口(夜間入口)よりお入りください。

◆窓口・問合せ

税務課収税係【☎35-1220(直通)】

○税の納付は便利、確実な

『口座振替』のご利用を!

○税は納期限内に納めましょう!